

門真市青少年指導員設置要綱

(設置)

第1条 青少年の保護及び健全な育成を図るため、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）に門真市青少年指導員（以下「青少年指導員」という。）を置く。

(職務)

第2条 青少年指導員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青少年の問題行為、危険遊戯等に対する街頭指導に関すること。
- (2) 危険箇所の把握及び当該箇所の委員会への連絡に関すること。
- (3) 地域の啓発活動に関すること。
- (4) 各種研修会への参加に関すること。
- (5) 青少年に関する窓口となること。
- (6) 門真市少年補導活動ネットワーク事業の活動に関すること。
- (7) 青少年に有害な社会環境の改善に係る活動の促進に関すること。
- (8) その他青少年の保護育成に関すること。

(青少年指導員の定数)

第3条 青少年指導員の定数は、70名以内とし、委員会は、小学校区（以下「校区」という。）ごとに5名程度の青少年指導員を置くことができる。ただし、教育長が必要と認める場合は、この限りでない。

(委嘱)

第4条 青少年指導員は、第8条の規定により推薦された者で、門真市内に在住し、次の各号のいずれかに該当するものの中から、委員会が委嘱する。

- (1) 校区の住民の信望が厚く、青少年の指導について知識と情熱があり、かつ、活動力のある者
- (2) その他委員会が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、任期満了後、引き続き青少年指導員として委嘱を受けようとする者については、第8条の規定による推薦を省略することができる。

(任期)

第5条 青少年指導員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、欠員補充による青少年指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解職)

第6条 委員会は、青少年指導員が次の各号のいずれかに該当したときは、青少年指導員を解職するものとする。

- (1) 第4条第1項の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 心身の故障により職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- (3) 本人から辞退の申出があったとき。
- (4) 青少年指導員として不適當であると委員会が認めるとき。

(所管)

第7条 青少年指導員に関することについては、市民文化部生涯学習課が所管する。

(選出方法等)

第8条 青少年指導員の選出は、校区の青少年育成協議会又は門真市青少年指導員運営協議会が推薦することができるものとする。

2 前項の規定により青少年指導員の推薦をする者は、推薦書を委員会に提出するものとする。

3 前項の推薦書により推薦された者は、経歴が分かる書類を委員会へ提出するものとする。

(細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、青少年指導員に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。